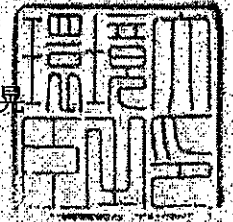




環廃対発第 1307161 号
平成 25 年 7 月 16 日

富山県知事
石井 隆一 殿

環 境 大 臣
石 原 伸 晃



岩手県宮古地区・山田町の可燃物処理の状況
及びこれを踏まえた広域処理について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関しまして、御協力をいただき感謝申し上げます。

岩手県においては、平成 25 年 7 月 12 日付「宮古地区・山田町の災害廃棄物（可燃物）の搬出終了について」により、岩手県宮古地区・山田町の広域処理対象となる可燃物については、現地において選別処理が 7 月末までに終了、その後速やかに搬出される見込みであり、目標期限までに処理を終えるめどがたったとの報告を受けているところ（別添 1）（別添 2）、貴県におかれましては、岩手県山田町の可燃物の受入れを実施していただき、改めて感謝申し上げます。

被災地における復旧復興をできる限り早期に実現するためには、貴県の御協力が不可欠ですので、引き続き、終了までの着実な実施に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。



(別添1)

廃 第 316 号

平成 25 年 7 月 12 日

環境大臣 石原 伸晃 様

岩手県知事 達増 拓也 (公印省略)

宮古地区及び山田町の災害廃棄物(可燃物)の搬出終了について

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の広域処理に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、本県宮古地区(宮古市、岩泉町及び田野畑村)及び山田町の災害廃棄物のうち、可燃物については、貴省に調整いただいた自治体の御協力を得ながら、その処理を進めてまいりました。

この可燃物について、これまで分別を進め、優先して処理を行ってきた結果、本年 7 月末には主だった選別処理は終了する見通しとなり、目標期限までの災害廃棄物全体の処理に概ね目処がたったところです。

可燃物の処理に御協力いただいた自治体向けの搬出についても、終了する見通しとなりましたので、御報告申し上げます。

今後とも、引き続き被災地の復旧・復興に御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

富山県への災害廃棄物（可燃物）の搬出の終了について

1 災害廃棄物処理の基本的な考え方

岩手県では、東日本大震災津波で発生した災害廃棄物の処理は、平成26年3月末の完了をめざして進めています。

可燃物の処理を可能な限り速やかに終えないと、処理に必要なストックヤード等の確保ができないなど、全体の処理に支障を来す恐れがあることから、可燃物の処理を優先して行っています。

2 可燃物の状況

可燃系混合物及び不燃系廃棄物等から分別される可燃物は、以下により品質（規格）が低下しており、各自治体向けの品質（受入基準）を満たす可燃物について、予定した搬出量を継続的に確保することが困難になっています。

【理由】

- 木くず等を主体とする可燃物は、震災から2年以上が経過し、風雨にさらされたことによる腐朽や重機作業に伴って細かく砕かれたことによる劣化が進んでいること。
- 可燃系混合物の処理が進み、現在は集積した山の内部や底部のものを破碎・選別しているが、その部分は土砂等が多く含まれていること。
- 不燃系廃棄物の再選別の過程で発生した可燃物については、土砂等を完全に取り除くことは困難なこと。

3 災害廃棄物処理詳細計画（第2次改訂）での計画処理量との乖離について ※

(1) 山田町全体の可燃物の処理量の見込み

平成25年度の山田町の可燃物の計画処理量（詳細計画に掲載している数量）は、14,300トンで、これをもとに富山県への御協力をお願いしています。

この14,300トンのうち、廃プラスチック類の約3,000トンを除く11,300トンに対して、6月末時点で推計した最終的な25年度の処理量は、約9,800トン程度になるものと考えており、その差は、約1,500トンになります。

従って、この1,500トンが計画処理量に対して乖離（減少）することになります。

主な理由としては、今回処理を進めている災害廃棄物は津波により発生したものであり、重機等を用いて集積されたものであることから、2次改訂時に行った測量においても、集積された可燃系混合物の山の内部や底部まで正確に把握することが困難であったこと等が要因となっています。

この1,500トンの減少に伴って、県内外の施設での処理量が減少することになったことに加え、2でも説明したとおり、可燃物の品質（規格）が低下して、各自治体向けの品質（受入基準）を満たすような可燃物の定量的・継続的な搬出が困難になったことから、結果として広域処理による処理量、また環境省からの受入依頼量が減少することとなりました。

(2) 仮設焼却炉への搬出量が増加したのに比べて県内・県外自治体向けの搬出量が減少した理由

今般、県内外の処理施設では受け入れられていない土砂分を含んだ可燃物や裁断後の漁具・漁網等の処理についての具体的な計画づくり及び県内外との最終的な調整状況を踏まえて、仮設焼却炉の受入計画を精査したところ、計画以上に可燃物が受入れ可能であることが明らかになるとともに、新たに仮設焼却炉で処理することとした土砂分を含んだ可燃物等だけを焼却処理することは困難なため、他の可燃物も一緒に焼却処理を行う必要があることから、可燃物については、県内・広域処理から仮設焼却炉での処理に移行することとしました。

4 広域処理の成果について

(1) 宮古地区・山田町全体の可燃物の処理実績等

今年度に広域処理を行った可燃物の量は、4月から6月までのこの3か月間で約9,000トン近くになります。この分を仮に仮設焼却炉(95トン/日)のみで処理した場合、フル稼働しても約4か月を要することになり、処理期間を大幅に短縮したことになります。

また、広域処理いただく最終的な可燃物の量は、平成23年度からの実績を加えると約44,000トン以上(処理量全体の1/3)になると見込まれることから、広域処理の協力が得られなければ、今年度内の処理は達成できなかったことになります。

(2) 山田町の可燃物に対する広域処理

山田町の可燃物に対する広域処理は富山県のみとなっており、全体の処理期間を確実に短縮できたものと考えております。

東日本大震災津波で発生した災害廃棄物は、本県域内だけで処理できるものではなく、処理量の大小にかかわらず、広域処理に協力いただく自治体の皆様の行動そのものが、処理を加速させる原動力となっていることは紛れもない事実であり、広域処理の成果であると考えております。

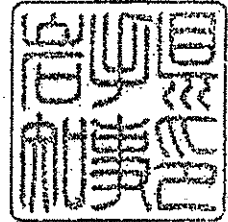
※災害廃棄物処理詳細計画(第2次改訂)を踏まえ、平成25年6月3日付にて環境大臣から富山県知事に対して広域処理を依頼していたところ。



廃 第 323 号
平成25年7月16日

富山県知事 石井 隆一 様

岩手県知事 達増 拓也



富山県への山田町の災害廃棄物（可燃物）の搬出終了について

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の広域処理に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、本県山田町の災害廃棄物のうち、可燃物については、貴県を通じて高岡市、新川広域圏事務組合及び富山地区広域圏事務組合の施設において処理いただいております。

この可燃物について、これまで分別を進め、優先して処理を行ってきた結果、本年7月末には主だった選別処理は終了する見通しとなり、目標期限までの災害廃棄物全体の処理に概ね目処がたったところです。

このため、貴県向けの可燃物は、本年7月末までに搬出を終了する見通しとなりましたので、御報告します（平成25年度の搬出量は約1,200トンとなる見込み）。

これまでの間に御支援くださいました貴県民の皆様をはじめ、受入自治体等の関係者各位に改めて感謝申し上げます。

今後とも、引き続き被災地の復旧・復興に御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

